

平成28年度「地方公共団体定員管理研究会」について

1 趣 旨

地方公共団体の職員数は、平成7年から21年連続して減少し、平成6年のピーク時の328万人から274万人となり、この間、54万人（17%）減少している。ただし、近年は、減少幅は縮小しつつある。

一方、厳しい財政状況を鑑みれば、引き続き、国・地方を通じて行財政改革の推進が重要である。また、人口減少・少子高齢化社会にあっては、中長期的な各地域の人口動態など、地域の事情に応じて行政サービスへのニーズが益々多様化することも考慮し、行政体制を構築する必要がある。

こうした状況を踏まえ、各団体が主体的に適正な定員管理を行う上で参考とできる指標（定員モデル、定員回帰指標、類似団体別職員数、以下「参考指標」という）について、時勢に沿った内容の充実を図り、実用性のあるより有効な指標となるよう研究を行う。

2 名称

本研究会の名称は、「地方公共団体定員管理研究会」（以下「研究会」という。）とする。

3 研究内容

研究会は、地方公共団体の定員管理に関する以下の項目について調査研究を行う。

- （1）地方公共団体の定員管理に有効な参考指標のあり方の検討
- （2）参考指標のより実用的な活用方法の検討
- （3）その他

4 研究会構成員

研究会構成員は別紙のとおりとする。

5 座長

- （1）研究会に、座長1人を置く。
- （2）座長は、会務を総理する。
- （3）座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、座長が指名する者が、その職務を代理する。

6 議事

- (1) 研究会の会議は、座長が招集する。
- (2) 座長は、必要があると認めるときは、必要な者に研究会への出席を求め、その意見を聴取することができる。
- (3) 座長は、必要があると認めるときは、研究会構成員等による実態調査やワーキングチームの編成による研究会資料等の作成を行わせることができる。

7 雑則

- (1) 総務省自治行政局公務員部給与能率推進室に事務局を置く。
- (2) このほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。
- (3) 研究会の会議は、原則として公開しないが、会議の終了後、配布資料を公表するとともに、議事概要を作成し、これを公表するものとする。
ただし、座長が必要があると認めるときは、配布資料の一部を非公開とすることができる。